

## 岐 阜 県 農 業 農 村 整 備 事 業 補 助 金 交 付 要 綱

	平成18年	4月	3日付け農計第	24号
一部改正	平成18年	6月	1日付け農計第	214号
一部改正	平成18年	11月20日付け農計第	442号	
一部改正	平成19年	4月	2日付け農整第	193号
一部改正	平成19年	8月	1日付け農整第	450号
一部改正	平成19年	10月12日付け農整第	562号	
一部改正	平成19年	11月	1日付け農整第	743号
一部改正	平成20年	4月	1日付け農整第	31号
一部改正	平成21年	4月	1日付け農整第	279号
一部改正	平成22年	4月	1日付け農整第	148号
一部改正	平成23年	4月	1日付け農整第	159号
一部改正	平成23年	10月	6日付け農整第	595号
一部改正	平成24年	4月	1日付け農整第	170号
一部改正	平成24年	4月	6日付け農整第	237号
一部改正	平成25年	3月13日付け農整第	956号	
一部改正	平成25年	4月	1日付け農整第	102号
一部改正	平成26年	4月	1日付け農整第	103号
一部改正	平成27年	4月	1日付け農整第	108号
一部改正	平成27年	10月29日付け農整第	671号	
一部改正	平成28年	4月	1日付け農整第	24号
一部改正	平成28年	4月12日付け農整第	119号	
一部改正	平成29年	3月30日付け農整第	952号	

(総則)

第1条 県は、農業農村の振興と県土の保全を図るため、市町村、土地改良区、その他知事が適当と認める団体（以下「市町村等」という。）が行う事業のうち、必要と認める事業に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村等に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 補助対象事業 補助金の対象となる事業をいう。
- 二 国補助金事業 補助対象事業のうち、補助金の原資が国の土地改良事業関係補助金、農地防災事業等補助金又は農地等に係る災害復旧事業費補助金である事業をいう。
- 三 国交付金事業 補助対象事業のうち、補助金の原資が国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金又は農山漁村地域整備交付金である事業をいう。
- 四 国事業 国補助金事業又は国交付金事業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 地方債が充当される事業については、地方債を充当した後の市町村負担額に対し、交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとし、その添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第1の事業名ごとに交付申請書欄に掲げる書類
- 二 収支予算書(別記第2号様式)
- 三 事業につき、許可又は同意を要するものは、これらを証する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 県単独立地改良事業中、農業農村整備事業のかんがい排水事業のうち干魃<sup>ばっ</sup>応急対策、緊急補修事業及びこれに関連する予防保全対策事業にあつては、事業完了後においても、申請をすることができる。

(補助金交付の条件等)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して15年間保存しなければならない。ただし、規則第21条の規定により、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)を経過しない場合においては、財産管理台帳(別記第2-2号様式)及びその他関係書類を整備し、保管しなければならない。

二 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

三 第1号ただし書に規定する財産については、同号ただし書に規定する期間を経過しない間は、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

四 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

五 補助事業者は、補助事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合においては、該当補助事業により取得した工事材料その他物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

六 補助事業者は、補助対象事業が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて行われるものである場合は、同法第113条の2第2項の公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する時まで、「一般土地改良事業の受益地の転用及び開田等に伴う補助金の返還要領」(昭和47年1月20日農計第976号)に準じ取り扱う事業により行う場合は、当該土地改良事業に係る補助金の交付の最終年度の翌年度から起算して8

年を経過する時までには、当該補助事業の受益地の全部又は一部が農地以外に転用されたときは、その転用の規模が小さい場合等知事が別に定める場合を除き、次の算定方法により算定される額（知事がこれより少ない額を定めたときは、その定めた金額）に相当する額を県に返還しなければならない。

#### 補助金返還額算定方法

$$\text{返還対象補助金の総額} \times \frac{\text{転用受益地の面積}}{\text{受益地の総面積}}$$

2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表第2に掲げる変更以外の変更とする。

3 規則第6条第1号から第3号までの承認を受ける場合の申請書は、別記第3号様式のとおりとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。なお、補助事業者は、申請の取下げをする場合は、取下げの理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（指名停止に関する申立等）

第7条 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、国事業（補助金の原資が国の農地防災事業等補助金、または農地等に係る災害復旧事業費補助金である事業を除く。）について、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、国事業について、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、国事業について、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第3-2号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（状況報告等）

第8条 補助事業者は、別表第3に掲げる事業を除く事業について、当該補助事業に着手したときは、事業着手届（間接補助事業の場合は、事業着手報告。）（別記第4号様式）を、当該補助事業が完了したときは、事業完了届（間接補助事業の場合は、事業完了報告。）（別記第4号様式）を知事に提出し、別に知事が定めるところによりその確認を受けなければならない。

2 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、事業遂行状況報告書（別記第5号様式）の提出を求めることができる。

（実績報告）

第9条 実績報告書は、別記第7号様式のとおりとし、その添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助金精算書（（別表第4に掲げる事業を除く。）別記第8号様式（災害復旧事業にあっては、別記第9号様式））
  - 二 収支決算書（別記第10号様式）
  - 三 事業実績書（別表第1の事業細目ごとに実績報告書欄に掲げる書類）
  - 四 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して20日を経過した日（事業完了後に補助金交付申請書を提出した場合は、交付決定の日から起算して20日を経過した日）又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までとする。ただし、補助金の全額を概算払により交付された場合にあっては、当該補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までとする。
- 3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第10-2号様式により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、国事業については、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかにならない場合又はない場合にあっては、その状況等について、規則第14条の規定により額の確定のあった日の翌年5月31日までに、知事に報告しなければならない。

（補助金の支払方法及び補助金交付請求書）

第10条 補助金は、概算払をすることができる。

2 補助金請求書の様式は、別記第11号様式のとおりとする。

3 概算払による補助金の請求は、補助金概算払請求書（別記第12号様式）に補助金請求内訳書（別記第13号様式）を添えて提出しなければならない。

（財産処分の制限等）

第11条 規則第21条第2号及び3号の規定により知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上（昭和45年度分以前の予算に係る国補助金事業により取得したものにあっては、5万円以上）のものとする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、第5条第1項第1号ただし書に規定する期間とする。

3 補助事業者が、規則第21条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることがある。

（書類、帳簿等の保存期間）

第12条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、第5条第1項第1号に規定する期間とする。

（書類の経由）

第13条 この要綱に基づき提出する書類は、正副各1通とし、所管農林事務所長を経由し

なければならない。ただし、別表第5に掲げる事業を除く。

(事務の委任)

第14条 規則第23条後段の規定により農林事務所に委任する事務は、別表第6のとおりとする。

(表示)

第15条 市町村等は、事業が完了した時、又は当該事業費において一部供用を開始するときは、当該事業が県の補助により実施した旨の表示を行うものとする。この場合において、表示に要する経費は、当該事業に係る補助金の対象経費とする。

2 表示の方法及び表示の文言その他必要な事項については、別に定めるところ(平成15年5月19日付け農山第227号通知)による。

(間接補助事業者に付する条件)

第16条 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、第5条から第12条まで及び前条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 岐阜県農山村整備事業補助金交付要綱(平成13年4月1日付け農整第1号)は廃止する。
- 3 この要綱の制定前に、前項に掲げる要綱に基づいてなされた平成17年度の予算に係る補助金についての交付申請その他の行為は、この要綱の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則 [平成18年6月1日付け農計第214号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成18年6月1日から適用する。

附 則 [平成18年11月20日付け農計第442号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成18年11月20日から適用する。

附 則 [平成19年4月2日付け農整第193号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成19年4月2日から適用する

附 則 [平成19年8月1日付け農整第450号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成19年8月1日から適用する。

附 則 [平成19年10月12日付け農整第562号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成19年10月12日から適用する。

附 則 [平成19年11月1日付け農整第743号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成19年11月1日から適用する。

附 則 [平成20年4月1日付け農整第31号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 [平成21年4月1日付け農整第279号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 [平成22年4月1日付け農整第148号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 [平成23年4月1日付け農整第159号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 [平成23年10月6日付け農整第595号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成23年10月6日から適用する。

附 則 [平成24年4月1日付け農整第170号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 [平成24年4月6日付け農整第237号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成24年4月6日から適用する。

附 則 [平成25年3月13日付け農整第956号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成25年3月13日から適用する。

附 則 [平成25年4月1日付け農整第102号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 [平成26年4月1日付け農整第103号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 [平成27年4月1日付け農整第108号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 [平成27年10月29日付け農整第671号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成27年10月29日から適用する。

附 則 [平成28年 4月 1日付け農整第 24号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 [平成28年 4月12日付け農整第119号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月12日から適用する。

附 則 [平成29年 3月30日付け農整第952号]

この要綱による改正後の岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。